

議案第四十八号

中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成五年七月中央区条例第十八号）の
一部を次のように改正する。

別表第二の十六の表第四―一街区の部の次に次のように加える。

第4―2街区	建築しては ならない建 築物	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条 第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 2 法別表第2（へ）項に掲げる建築物
	建築物の容 積率の最高 限度	10分の40
	建築物の容	

積率の最低 限度	
建築物の建 蔽率の最高 限度	
建築物の敷 地面積の最 低限度	1，000平方メートル
建築物の建 築面積の最 低限度	
壁面の位置	計画図に示す壁面線の位置の数値。ただし、次に掲げる建築物 については、この限りでない。 1 公共用歩廊その他これに類するもの 2 歩行者の安全性を確保するために必要な上家、ひさしその 他これらに類するもの

	3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものうち、公益上必要なもの
建築物の高さの最高限度	35メートル
建築物の高さの最低限度	
建築することができ る建築物の形態又は意匠	
垣又は柵の構造の制限	
建築物の建	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

東京都市計画晴海地区地区計画の区域内に新たな地区整備計画が追加されたことに伴い、当該地区整備計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるため、この条例案を提出します。